

令和7年度 第1回益田市地域公共交通活性化協議会 資料

開催日時： 書面開催

令和7年6月17日配布

1. 議題

- (1) 役員の改選について
- (2) 令和6年度 事業報告について
- (3) 令和6年度 収支決算報告について
- (4) 令和7年度 事業計画（案）について
- (5) 令和7年度 収支予算（案）について
- (6) 路線バス運行再開及び廃止に伴う益田市地域公共交通計画の改定について
- (7) 令和8年度 地域公共交通確保維持事業における補助申請について
- (8) 益田市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

2. その他

- ・オブザーバー招集に係る意見聴取について

議案第 1 号

役員の改選について

役 名	氏 名	所属団体
会 長	波田 正博	益 田 市

議案承認により会長が決定した際には、益田市地域公共交通活性化協議会設置要綱第 5 条第 3 項により副会長は会長の指名により選任し、第 9 条第 2 項により監査委員については会長が委嘱することとします。

議題第 2 号

令和 6 年度 事業報告について

【協議会の開催】

○令和 6 年 6 月 26 日 第 1 回協議会開催 書面審議

〔承認事項〕

- ・令和 5 年度事業報告について・・・・・・・・・・・・・・・・承認
- ・令和 5 年度収支決算報告について・・・・・・・・・・・・承認
- ・令和 6 年度事業計画（案）について・・・・・・・・・・・・承認
- ・令和 6 年度収支予算（案）について・・・・・・・・・・・・承認
- ・令和 7 年度地域公共交通確保維持事業における補助申請について・・・承認

○令和 7 年 3 月 12 日 第 2 回協議会開催 書面審議

〔承認事項〕

- ・路線バス 3 路線廃止に伴う益田市地域公共交通計画の改定について・・・承認
- ・路線バス匹見線廃止及び広益線運賃改定に伴う
地域間幹線系統確保維持計画の変更について・・・・・・・・承認

【事業】

○乗合タクシー利用者への聞き取り調査（※調査結果は次項から記載）

- ・令和 6 年 4 月以降、乗合タクシーの利用者を訪問し、利用状況や運行形態に対する改善点等の調査を行った。乗り継ぎの不便さや運行ダイヤの見直しに関する意見が多く挙げられた。令和 7 年度に実施する「生活交通の改善に向けた調査業務」において乗合タクシーの運行形態の見直しを行う際に、調査内容を反映した運行体系を検討する。

○益田市公共交通マップデータ

- ・令和 4 年度に制作した益田市公共交通マップの修正、印刷及び配布の実施

○乗合タクシー利用者への聞き取り調査 調査内容集約

路線名	調査人数	利用状況・意見等
羽原・中垣内線	3名	【1人目】 ・月3～4回利用。いわみクリニックや樹歯科受診。 ・朝の時間が早い、小学生も乗るので仕方ないと思っている。 ・帰りの時間帯は遅い方が嬉しい。15時台なら嬉しい。(イオンで買い物がしたい) ・生活バスから乗合タクシーに変わったが、変わりなく利用できている。可能であれば帰りの便をもっと遅い時間にしてほしい。(イオンまで出るが、今の運行時間帯だと用事がひとつしかできない) ・市内まで直接行けるようになればなお助かる。 【2人目】 ・仕事(不定期)で往復便利用している。 【3人目】 ・通院(村野医院)と買い物(イオン・キヌヤ緑ヶ丘店)のため行きの便を利用しているが、帰りの便は荷物が多いため市街地からタクシーを利用して帰宅している。 ・2ヵ月に1回程度、往路便のみ利用。 ・村野医院には益田駅からタクシーで向かう。 ・普段の買い物は通院で市街地に行くときのみで、まとめ買いをしている。
桂ヶ平・黒周線	3名	【1人目】 ・月1～4回程度、病院に行くため往復利用する。 ・運行があり非常に助かっている。 ・運行時刻は予定にもよるが問題はない。 ・買い物はとくし丸が家の前まで来るので、近所の方合わせて3名程度が利用している。 ・乗り降りがつらいので、乗り継ぎが少し大変。できれば乗り継ぎなしで病院に行きたい。 ・日曜日の運行もあれば嬉しい。 ・午後の便もあれば良い。 ・二条・後湍線は車酔いするため利用しない。 【2人目】 ・病院に行くため月2回程度往路便を利用。 ・復路便まで待てないため、帰りはタクシーを利用する。 ・夫も月1回病院に行くが、乗合タクシーは段差があって足が悪いため利用をしていない。往復タクシーを利用している。 ・タクシー代が高いため、タクシー助成があれば嬉しい。 【3人目】 ・病院受診の際に必要。平野医院に行きその後キヌヤに行ったりしている。 ・朝便の時間は良い。 ・病院終わったら、すぐ家に帰れる方が嬉しい。昼前には家に帰れたら嬉しい。 ・利用者は自分しかおらず申し訳ない。 ・本当は、自宅から益田駅(市内)まで乗り継がず1本で行ってほしい。

路線名	調査人数	利用状況・意見等
松原・河成 ・虫追線	2名	【1人目】 ・2ヵ月に1回程度、日赤を受診。 ・月に1回は買い物で利用する。 ・キヌヤ本店で買い物をする際は、益田駅から歩いて向かう。 ・路線バスの運行ルートと被るため乗り継ぎが必要であると理解しているが、できれば乗り継ぎなしで日赤等に行きたい。 ・運行時刻の関係で乗り継ぎができなかったことはない。 ・帰りの便は時刻が合わないため、乗用タクシーに乗って帰る。 ・タクシーは回数券を購入して利用している。 【2人目】 ・毎月、日赤・小田整形を受診。 ・乗合タクシーの運行があれば、乗合タクシーを利用して通院（日赤）。乗合タクシーの運行がない火曜日は乗用タクシーで通院。 ・主人は毎週木曜日に金島医院に通うため乗合タクシーを利用。 ・帰りの便は時刻が合わないため、乗用タクシーに乗って帰る。 ・ゆめタウンが近いため買い物をする際は、乗用タクシーを利用する。 ・買い物タクシーを運行してほしい。
二条・後湍線	6名	【1人目】 ・病院受診のため1か月に1回利用（中島クリニック）。 ・乗合タクシーは行きに乗車するが、帰りの便まで時間があるため、キヌヤで待機している。 ・買い物は生協に来てもらっている。 ・歩くのがつらいため、家の近くまで来てもらって助かっている。 【2人目】 ・大変助かっている。乗り継ぎ・金額も良いと思っている。 ・月～金まで毎日利用している。土曜はたまに利用があるので、土曜は朝の便が遅いと嬉しい。 ・朝の便は時間は早いが良いと思う。 ・帰りの2便目の時間が早くなれば嬉しい。 【3人目】 ・通院や買物の際に利用している。 ・朝便の時間が早いため、2便にしてほしい。 ・中西地区の農協辺り（農協や郵便局あるため）に寄ってくれたら嬉しい。 ・今利用している車より、以前生活バスで利用していた車の方が良かった。（生活バス車両は昇降補助あったため） 【4人目】 ・現在は利用していないが以前は病院に行くため利用していた。 ・現在は近くに住んでいる子どもに送迎してもらう。 ・朝便の時間が早く、夕方便の時間が遅いため利用しづらい。 ・買い物は病院に行った帰り、または週一回のとくし丸（家まで来る）を利用している。 【5人目】 ・朝便の時間が早く、夕方便の時間が遅いため利用しづらい。 ・病院（日赤・松本医院・横田のさいとう歯科）に行くため利用する。 ・買い物は週一回のとくし丸（家まで来る）を利用している。 ・過去に利用していたが現在は利用していない。 【6人目】 ・子どもが病院まで連れていってくれて、その帰りに買い物をしている。 ・買い物はとくし丸（家まで来る）を利用している。

路線名	調査人数	利用状況・意見等
二条地区内線	1 名	・郵便局や二条公民館、農協に行くために利用している。 ・移動販売に合わせた運行も利用したいが、前日 17 時までの予約のため忘れていて利用できていない。 ・当日予約にも対応していただけるとありがたい。また、時間や曜日を設けず、乗りたいときに予約して利用できればなお良い。
山折・津田線	3 名	【1 人目】 ・月に数回病院通院（津田医院） ・乗合タクシーは行きに乗車するが、帰りは便が悪いため乗っていない。行きの時間は今のままで良い。 ・出費が抑えられるので助かっている。 ・病院と薬局に寄るだけでは、帰りの便は早すぎるので、その時はタクシーを呼んでいる。 ・他に乗車する人と日にちが合えば週に 1 回の運行でも良いのではないかと思う（1 人で乗るのがもったいない）。 ・益田市内まで行き、銀行でお金を下ろしたり、お店に寄って買い物したりする時もある。市内まで用事がない時はキヌヤ遠田店で済ます。 ・バス停まで少し距離があるため自宅まで来られるなら嬉しい。 【2 人目】 ・病院受診のため 1 か月に 1 回利用（津田医院） ・行きの時間は今のままで良い。 ・帰りの便は不便。10 時半頃に便があれば嬉しい。昼までには帰宅したい。 ・乗り手が少ない。 ・乗り降りが家の前で出来たら嬉しい。 ・主人は高齢のため、投薬のみなので、乗合タクシーは利用していない。体調的にも利用できない。 【3 人目】 ・月に 2 回津田医院受診。 ・乗合タクシー便利が悪いため、今は利用していない。 ・帰りの便が遅いため、利用していないが、時間が早くなれば利用するかもしれない。 ・バス停まで距離があるため自宅まで来て欲しい。 ・出費がかさむためなるべく出歩かないようにしている。
金山・宇治・津田線	1 名	・2 か月に 1 回ほど利用（朝 1 便目利用・昼 1 便目利用）。病院～買い物して帰る。 ・朝は県道まで 15 分～20 分ほど歩いて出る。 ・病院は黒田医院（送迎は市内に住んでいる家族）・日赤（3 か月に 1 回・主に乗合タクシー）・石見クリニック（半年に 1 回・乗合タクシー利用または市内に住んでいる家族が送迎） ・朝 1 便目はもう少し遅い方が嬉しい。（乗合タクシーから路線バスを待つ時間が 20 分ほどあり、冬場は停留所で待つのが寒い） ・買い物は移動販売車が来てくれるため助かる。足りないものは市内に出たときに買う。 ・金山や宇治からも利用者少ない。

路線名	調査人数	利用状況・意見等
真砂線	7名	【1人目】 ・今は自家用車を所有しており、乗合タクシーは利用していない。 ・利用していた時は、帰りの便がもっと遅い方が良かった。 【2人目】 ・月に1回ほど利用している。主に買い物や美容院。 ・乗合タクシーの運転手さんは対応が良い。 ・乗合タクシーの時間帯も良いと思う。 【3人目】 ・2～3か月に1回ほど利用。 ・乗合タクシーの運転手さんは対応が良い。 【4人目】 ・たまに利用するが、特に問題なし。 【5人目】 ・月に2回利用。山藤整形受診。 ・行きは家族に送ってもらう。帰りは乗合タクシー利用。 ・帰りは時間を持て余すことが多い。 ・路線バスが廃止になり不便になった。 【6人目】 ・割と利用している。行きの時間帯は良いと思う。 ・帰りの2便目は時間が遅い方が嬉しい。 【7人目】 ・月2回利用。 ・買物はキヌヤショッピングセンターで済ます。 ・帰りの2便目は時間が少し遅い方が良い。 ・昔は路線バスが運行していたが廃止となり、今は便が少ないので不便であるが、家まで乗降できるので良い。 ・便が多い方が嬉しい。
栃山・岩倉線	3名	【1人目】 ・伏谷線は週に1回の運行だが、病院に行くことが多いので、週2～3回運行してほしい。 ・奥さんも一緒に利用する。 ・病院が終わるのが早かったり遅かったりなので、帰りの便は何時が良いというのは難しい。 【2人目】 ・息子がいるので、あまり利用していない。 ・使っても、帰りは時間が合わずタクシーで帰っている。 【3人目】 ・他利用者が毎週火曜に利用しているので、自分も合わせて利用している。 ・他利用者は行き帰り乗合タクシーだが、自分は帰りの時間が合わないため、病院または歯医者から路線バスを利用し医光寺で降り、そこからは乗用タクシーで帰宅している。 ・病院からタクシーだとお金が高いし、路線バスだと家の近くの停留所で降りてから家に帰るまでのところが坂なので大変。
山折・乙子線	1名	・帰りの便が12:30頃にあれば良い。16:00便は30分遅らせてほしい。
有田・河内線	1名	・黒田医院や整形、いわみクリニックを受診。 ・乗合タクシーの運行がない時は、路線バスの停留所までセニアカーで25分かけて行っている。 ・乗合タクシーがあるときは乗合タクシーの路線上まで歩いて乗っている。

議題第3号

令和6年度 収支決算報告について

1 収入の部

(単位 円)

款	項	目	節	予算額	決算額	差額	備考
補助金	補助金	補助金	市補助金	400,000	310,378	89,622	差額は益田市に戻入
繰越金	繰越金	繰越金	前年度繰越金	453	453	0	
諸収入	諸収入	諸収入	雑入	547	143	404	
合計				401,000	310,974	90,026	

2 支出の部

(単位 円)

款	項目	節	予算額	流用額	予算現額	決算額	差額	備考
運営費			238,000	△5,000	233,000	144,938	88,062	
	会議費		215,000	△24,000	191,000	106,560	84,440	
		会議費	215,000	△24,000	191,000	106,560	84,440	
		報酬費	165,000	△19,000	146,000	106,560	39,440	報酬：103,298 源泉税：3,262
		旅費	50,000	△5,000	45,000	0	45,000	
		需用費	0	0	0	0	0	
	事務費		23,000	19,000	42,000	38,378	3,622	
		事務費	23,000	19,000	42,000	38,378	3,622	
		旅費	0	0	0	0	0	
		需用費	3,000	0	3,000	0	3,000	
		役務費	20,000	19,000	39,000	38,378	622	切手代：35,958 振込手数料：2,420
事業費			162,000	5,000	167,000	165,440	1,560	
	事業費		162,000	5,000	167,000	165,440	1,560	
		事業費	162,000	5,000	167,000	165,440	1,560	
		報償費	0	0	0	0	0	
		旅費	0	0	0	0	0	
		需用費	160,000	5,000	165,000	165,000	0	公共交通マップ作成費
		役務費	2,000	0	2,000	440	1,560	振込手数料
予備費			1,000	0	1,000	0	1,000	
	予備費		1,000	0	1,000	0	1,000	
		予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
		予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
歳入合計			401,000	0	401,000	310,378	90,622	

3 繰越金

収入額 310,974 円

支出額 310,378 円

差引額 596 円(翌年度へ繰越)

監 査 報 告 書

令和6年度益田市地域公共交通活性化協議会収支決算について監査の結果、収入及び支出の執行は適正であったので報告します。

令和 7年 6月 2日

監 事 益田地区タクシー共同組合

藤 原、政 晃 

監 事 ときめきの里 真砂

村 岡 宙 

議題第4号

令和7年度 事業計画（案）について

★益田市における地域公共交通の活性化を図る為の施策についての協議及び、施策の実施に係る連絡調整を行う為の協議会開催

- [協議内容]
- ・住民の日常生活に必要不可欠な交通手段の確保に関する事
 - ・地域の実情に沿った持続可能な公共交通体系の構築に関する事
 - ・公共交通の利便性の向上と利用促進に関する事

項 目	期 日	内 容
調査活動	令和7年 4月～	現地に出向き公共交通利用者へヒアリング
利用促進	令和8年 1月～	益田市公共交通マップ作成
啓発活動	令和7年10月～	路線バス・タクシー 乗り方教室の開催
会 議	令和7年 6月 令和7年 7月（予定） 令和8年 2月（予定）	第1回協議会開催（書面） 第2回協議会開催 第3回協議会開催

議題第5号

令和7年度 収支予算(案) について

1 収入の部

(単位 円)

款	項	目	節	予算額	前年度	差額	備考
補助金	補助金	補助金	市補助金	400,000	400,000	0	
繰越金	繰越金	繰越金	前年度繰越金	596	453	143	
諸収入	諸収入	諸収入	雑入	404	547	△143	
計				401,000	401,000	0	

2 支出の部

(単位 円)

款	項	目	節	予算額	前年度	差額	備考
運営費				238,000	238,000	0	
	会議費			215,000	215,000	0	
		会議費		215,000	215,000	0	
			報酬費	165,000	165,000	0	協議会開催
			旅 費	50,000	50,000	0	協議会開催
			需用費	0	0	0	
	事務費			23,000	23,000	0	
		事務費		23,000	23,000	0	
			旅 費	0	0	0	
			需用費	3,000	3,000	0	コピー代等
			役務費	20,000	20,000	0	郵券料、振込手数料
事業費				162,000	162,000	0	
	事業費			162,000	162,000	0	
		事業費		162,000	162,000	0	
			報酬費	0	0	0	
			旅 費	0	0	0	
			需用費	160,000	160,000	0	公共交通マップ作成
			役務費	2,000	2,000	0	郵券料
予備費	予備費	予備費	予備費	1,000	1,000	0	
計				401,000	401,000	0	

議題第 6 号

路線バス運行再開及び廃止に伴う益田市地域公共交通計画の改定について

令和 7 年 1 0 月 1 日に、石見交通株式会社が運行する路線バス「都茂線」が廃止となります。また、現在運休となっている路線バス「新広益線」につきまして、令和 7 年 1 0 月 1 日から便数を増やしての運行再開が検討されています（詳細は未定）。各路線の状況は以下のとおりです。

つきましては、運行再開や路線廃止に伴い、下記のとおり益田市地域公共交通計画の記載内容の見直しを行います。詳細は、別紙をご確認いただきますようお願い申し上げます。

【都茂線（廃止）】

路線名	廃止となる便				備考
	項番	発着地		発着時間	
都茂線	1	発	二川	6:45	
		着	益田駅	7:27	
	2	発	二川	7:28	
		着	益田駅	8:10	
	3	発	二川	8:05	久々茂中・日赤病院経由
		着	石見交通本社	9:00	
	4	発	二川	10:10	
		着	益田駅	10:52	
	5	発	二川	12:10	
		着	益田駅	12:52	
	6	発	二川	14:20	
		着	益田駅	15:02	
	7	発	二川	16:30	うるし原経由
		着	益田駅	17:16	
	8	発	二川	17:30	
		着	益田駅	18:12	
	9	発	益田駅	7:00	うるし原経由
		着	二川	7:51	
	10	発	益田駅	9:15	
		着	二川	9:58	
	11	発	益田駅	10:30	久々茂中経由
		着	二川	11:14	
	12	発	石見交通本社	12:17	日赤病院・久々茂中経由
		着	二川	13:13	
	13	発	石見交通本社	13:52	日赤病院・久々茂中経由
		着	二川	14:48	
	14	発	益田駅	16:30	久々茂中経由
		着	二川	17:14	
	15	発	益田駅	17:25	久々茂中経由 日曜・祝日運休
		着	二川	18:09	
	16	発	益田駅	18:40	
		着	二川	19:23	

《地域公共交通計画の変更（案）変更点概要》

	変更内容	追加／削除 修正	該当項 (変更後)
1	「１．運行系統の役割・位置付け」の表において、新広益線を国庫補助対象系統に修正。	修正	P. 68
2	「１．運行系統の役割・位置付け」の表から、都茂線の記載を削除。	削除	P. 68
3	「１．運行系統の役割・位置付け」の表に、都茂線の記載を追加。	追加	P. 70
4	路線図において、新広益線を国庫補助対象系統に修正。	修正	P. 71
5	路線図から、都茂線の記載を削除。	削除	P. 71
6	「２．運行系統の概要」の表において、新広益線を国庫補助対象系統に修正。	修正	P. 72
7	「２．運行系統の概要」の表から、都茂線の記載を削除。	削除	P. 72
8	「【国庫補助】地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の記載から、都茂線の記載を削除。	削除	P. 80
9	「【国庫補助】地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の記載に、新広益線の記載を追加。	追加	P. 80

議題第 7 号

令和 8 年度 地域公共交通確保維持事業における補助申請について

令和 8 年度において路線バスの地域間幹線系統（市町をまたがる路線）に対する国の補助制度（地域公共交通確保維持事業）を活用するためには、当協議会の承認が必要となります。承認後、当協議会から国土交通省へ 6 月中に申請を行います。

益田市内を運行する路線のうち補助制度の対象となる路線は、令和 8 年度においては広益線・新広益線・小浜江崎線・津和野線・浜田益田線の 5 路線です。

申請書類には、令和 8 年度補助対象路線の利用者数目標等の記載が必要です。益田市地域公共交通計画（本体計画）には路線バス全体の利用者数目標等を設定（本体計画 p. 98～）しておりますが、この度審議対象となる計画別紙にて、より詳細な補助対象の幹線系統路線毎の目標値を、沿線市町と整合性を図ったうえで設定しております。

つきましては、計画別紙を含めた申請書類一式（※）の内容に関しまして委員の皆様方にご審議いただきますようお願い申し上げます。

※委員の皆様にご審議いただく資料【申請書類一式】

- ・地域間幹線系統確保維持計画認定申請書 [資料 1](#)
- ・地域公共交通計画表紙（下記別紙関係部分を添付） [資料 2](#)
- ・別紙 [資料 3](#)
- ・別添（生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体・定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項） [資料 4](#)
- ・表 1（地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統） 3 カ年度分 [資料 5](#)
- ・表 2（地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域幹線系統用）） [資料 6](#)
- ・表 6（車両の取得計画の概要） 3 カ年度分 [資料 7](#)
- ・表 7（車両の取得を行う事業者） 3 カ年度分 [資料 8](#)
- ・チェックシート [資料 9](#)

◎これまでの経過

令和 2 年 1 1 月に「地域公共交通計画の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）が行われました。

法改正に伴い、地域間幹線系統に対する国の補助制度（地域公共交通確保維持事業）を活用するためには、補助系統の地域の公共交通における位置付けや、補助事業活用の必要性等について、益田市地域公共交通計画への追加記載が必要となったため、令和 5 年度に当協議会において交通計画の改定（必要項目の追加記載）を行いました。

議題第 8 号

益田市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

益田市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する要綱

益田市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成 21 年 3 月 16 日制定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる条文の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる条文の傍線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(目的) 第 1 条 〔略〕 (協議事項) 第 2 条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) 〔略〕 (4) 〔略〕 (5) 〔略〕 (協議会の構成員) 第 3 条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) 〔略〕 (4) 〔略〕 (5) 〔略〕 (6) 〔略〕 (7) 〔略〕 (8) 〔略〕 (9) 〔略〕 (協議会委員の任期) 第 4 条 〔略〕 2 〔略〕 (協議会の運営) 第 5 条 協議会は、会長、副会長 1 名及び委員をもって組織する。 2 〔略〕 3 〔略〕 4 〔略〕 5 〔略〕 6 〔略〕 7 協議会の事務局は、<u>益田市政策企画局連携のまちづくり推進課</u>に置く。事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議結果の尊重義務)	(目的) 第 1 条 〔同左〕 (協議事項) 第 2 条 〔同左〕 (1) 〔同左〕 (2) 〔同左〕 (3) 〔同左〕 (4) 〔同左〕 (5) 〔同左〕 (協議会の構成員) 第 3 条 〔同左〕 (1) 〔同左〕 (2) 〔同左〕 (3) 〔同左〕 (4) 〔同左〕 (5) 〔同左〕 (6) 〔同左〕 (7) 〔同左〕 (8) 〔同左〕 (9) 〔同左〕 (協議会委員の任期) 第 4 条 〔同左〕 2 〔同左〕 (協議会の運営) 第 5 条 〔同左〕 2 〔同左〕 3 〔同左〕 4 〔同左〕 5 〔同左〕 6 〔同左〕 7 協議会の事務局は、<u>益田市政策企画局交通対策課</u>に置く。事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議結果の尊重義務)

第6条 [略] (財務に関する事項) 第7条 [略] (報酬及び旅費) 第8条 委員等が協議会の会議等に出席したときは、日額 6,400 円の報酬及び、実費相当額の費用弁償を支給し、学識経験者については会長が別に定める。但し、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。 (1) 国、県、市の常勤職員 (2) 全号に掲げるもののほか、申し出のあった委員 (監査) 第9条 [略] 2 [略] 3 [略] (交通会議が解散した場合の措置) 第10条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。 (その他) 第11条 [略]	第6条 [同左] (財務に関する事項) 第7条 [同左] (報酬及び旅費) 第8条 [同左] (1) [同左] (2) 前号に掲げるもののほか、申し出のあった委員 (監査) 第9条 [同左] 2 [同左] 3 [同左] (協議会が解散した場合の措置) 第10条 [同左] (その他) 第11条 [同左]
---	--

付則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。